

答 申 第 1 0 0 号
平成28年 3 月 4 日
(諮問公第115号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が不開示とした情報のうち、対象公文書中「平成〇年〇月〇日付土地測量再調査申立書」に記載された「受付印」、「決裁欄」及び「公務員の印影」は、開示すべきである。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成26年6月30日付けで「平成〇年〇月〇日付土地測量再調査申立書（鹿児島県知事殿宛の文書）上記文書に記載の土地実地調査書立会調書および測量実施日実施者鹿児島県および隣接土地所有者等立会を必要とする利害関係者の氏名の記載されている文書および一切の記録、平成〇年〇月〇日付土地測量再調査申立書（鹿児島県知事殿宛の文書）に対応する県の公式回答書」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成26年7月30日付け〇建総第28-54号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成26年9月4日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しを求めるというものである

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 本件対象公文書は、第8条第2号ただし書ア、イ、ウに該当するため開示すべきである。

イ 本件処分は鹿児島県情報公開条例の解釈適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部開示をすべきである。

ウ 本件「決定通知書」の「不開示理由」は鹿児島県情報公開条例に規定する不開示事由に該当しない。

エ 一部開示文書については、文書ほぼ全部を黒塗りしたため、開示請求を担当した職員も回答文書が特定できなかった。鹿児島県情報公開条例第8条第1項及び施行規則に基づき有意な情報を開示すべきである。

オ 本件対象公文書は、用地の収用の際に提示して私に説明しなければならない情報であり、県に収用の業務遂行意思があれば、私が情報開示するまでもなく提示されるべき文書であった。

カ 以前県から送られてきた文書を黒塗りにして一部開示とするなど、県には整合性がなく、用地の収用を行わなかった事実、所有権を侵害している事実の隠蔽のため、ちぐはぐな情報開示が行われている。

キ 本件「決定通知書」の「不開示理由」には適法に処分理由が明示されていないので、鹿児島県行政手続条例第8条に違反し本件処分は無効である。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書

ア 平成〇年〇月〇日付土地測量再調査申立書(以下「対象公文書1」という。)

イ アに記載の立会を必要とする利害関係者の氏名の記載されている文書(以下「対象公文書2」という。)

ウ アに対応する県の回答書(以下「対象公文書3」という。)

エ アに記載の土地実地調査書(以下「対象公文書4」という。)

オ アに記載の立会調書(立会証明書)(以下「対象公文書5」という。)

(2) 一部開示決定の理由

ア 対象公文書1、対象公文書2及び対象公文書3の「回答文書の内容」は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

イ 対象公文書1、対象公文書2及び対象公文書3は、平成13年4月1日以前のものであることから、改正前の情報公開条例(以下「旧条例」という。)第8条第2号の規定により不開示と記載するところを、誤って条例第7条第1号の規定により不開示と記載しているが、不開示情報の変更はない。

ウ 対象公文書1、対象公文書2及び対象公文書3の「回答文書の内容」には、特定個人の氏名とともに境界に関する経緯が記載されていることから、全体として個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報である。

エ 異議申立人が必要としている情報については、保有個人情報開示請求により取得できる可能性があることを教示したところである。

オ 対象公文書4は、法務局に提出したため、保有していない。

カ 対象公文書5は、作成していないため、存在しない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年9月26日	諮問を受けた。
11月11日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
11月13日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成27年8月21日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
9月4日	諮問の審議を行った。
平成28年1月21日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象公文書について

本件処分に係る対象公文書として実施機関が特定したのは、上記3(1)のとおりである。これらの対象公文書は、平成13年4月1日以前に作成し、又は取得したものであることから、条例附則第3項の規定により、旧条例第8条の規定に基づき開示の適否を判断する。

実施機関は、対象公文書1、対象公文書2及び対象公文書3の「回答文書の内容」を旧条例第8条第2号に規定する不開示情報に該当するとしており、対象公文書4は法務局に提出したため保有していない、対象公文書5は作成していないため存在しないとしている。

異議申立人は、本件処分の取消しを求めるものであることから、これらの情報が実施機関の主張する旧条例第8条第2号の不開示情報に該当するか及び不存在を理由に不開示とした決定は妥当かについて検討する。

イ 旧条例第8条第2号(個人情報)該当性について

(ア) 旧条例第8条第2号

旧条例第8条第2号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」について、同号ただし書に該当する場合を除き、これを不開示情報としている。

また、同号ただし書においては、「ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる」とされている情報、「イ 実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した情報」、「ウ 法令等の規定による許可、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公

益上必要であると認められるもの」について、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨を規定している。

(イ) 旧条例第8条第2号該当性

a 対象公文書1(受付印, 決裁欄及び公務員の印影を除く。), 対象公文書2及び対象公文書3の「回答文書の内容」

当審査会が対象公文書について審査したところ, 対象公文書1(受付印, 決裁欄及び公務員の印影を除く。), 対象公文書2及び対象公文書3の「回答文書の内容」については, 全体として個人に関する情報であって, 特定の個人が識別される情報であると認められる。

また, これらの情報は, 法令等の定めるところにより, 何人でも閲覧できるものではないため, 同号ただし書アには該当しないものと認められ, 同号ただし書イに該当する情報にも当たらない。

さらに, 同号ただし書ウの行政行為及び手続に際して実施機関が作成し, 又は取得した情報であって, 開示することが公益上必要であると認められるものにも該当しない。

したがって, 個人情報に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

b 対象公文書1の「受付印」, 「決裁欄」及び「公務員の印影」の部分

対象公文書1の不開示部分のうち, 「受付印」及び「決裁欄」については, 個人に関する情報であって, 特定の個人が識別され, 又は識別され得る情報とは認められないため, 旧条例第8条第2号には該当しない。

また, 対象公文書1の「公務員の印影」については, 旧条例第8条第2号本文に該当するが, 公務員の職務の遂行に係る情報であって, 従来から慣行上公表しており, かつ, 今後公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないものであると認められるため, 同号ただし書「イ 実施機関が公表を目的として作成し, 又は取得した情報」に該当する。

したがって, 対象公文書1の不開示部分のうち, 「受付印」, 「決裁欄」及び「公務員の印影」は開示すべきである。

ウ 対象公文書4の不存在を理由とする不開示の妥当性について

実施機関は, 対象公文書4について, 法務局に提出したため保有していないと説明していることから, 当審査会が事務局職員に鹿児島県土木部監理課用地対策室作成の「用地事務の手引」を確認させたところ, 当該公文書は, 分筆登記を行う際に法務局に提出することとなっていた。このため, 当該公文書は法務局にあり, 控えとして複写した文書も存在しないという説明を受けた。

したがって, 法務局に提出したため保有していないとする実施機関の説明に不自然,

不合理な点は認められず、不存在を理由に不開示とした判断は妥当である。

エ 対象公文書5の不存在を理由とする不開示の妥当性について

実施機関は、対象公文書5について、作成していないため存在しないと説明していることから、当審査会が事務局職員に確認させたところ、当時、当該公文書の法務局への提出は義務付けられておらず、当該公文書については、作成していないということだった。

したがって、作成していないため存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないので、不存在を理由に不開示とした判断は妥当である。

オ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。